

(41) ゴルフ競技

- 1 期 日 令和8年9月18日(金) [競技開始] 別途参加者に連絡する
- 2 会 場 岐阜稲口ゴルフ倶楽部
〒501-3932 関市稲口1189 TEL 0575-24-5811
- 3 参加チーム数・人員
1 郡市1チーム 監督1名・選手4名(予備選手若干名)とする。
(監督については選手が兼ねることが望ましい)
- 4 競技規則 (公財) 日本ゴルフ協会ゴルフ規則及び本競技ローカルルールを適用する。(別途予選会会場を通じ参加者に連絡)
- 5 競技方法
 - (1) 18ホール・ストロークプレー
 - (2) 本競技は1チーム選手4名とし、3名の合計打数により順位を決定する。
合計打数が等しいチームが2つ以上あって順位が決定しないときは、それらのチーム参加者全員の合計打数で順位を決定し、なお同順位であったときは、同位チームのベストスコアのストローク数の少なき者を優先し、なお同打数の場合は順次各位のストローク数の少なき者により順位を決定する。なお順位が決定しない場合は、委員会において決定する。
※選手選考：本戦出場選手選考のための予選会は、各郡市の任意の方法で可とする。
- 6 参加資格
 - (1) 参加選手は、各郡市から選出された者とする。
 - (2) 居住地・勤務地・スポーツ籍地※1・出身地※2のいずれかを満たすものとする。
※1 出場郡市の競技団体連盟(協会)に所属チーム・個人が加盟している、又は活動拠点がある
※2 小学校・中学校のいずれかで在学又は居住していたことがある。
 - (3) 出場種目は、1人1種目とする。ただし秋季までに実施される競技に参加した者はスキー競技会、スケート競技会のいずれかに参加できるものとする。
 - (4) 年齢は、令和8年4月1日現在を基準とする。
 - (5) 参加する選手は、小・中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校(3年生以下)を除く、満15歳以上とする。
(ただし、大学・短大公認の部活動・サークル・同好会に所属する学生の出場は認めない)
 - (6) 日本ゴルフ協会ゴルフ規則のアマチュア資格規則に規定されている資格を有する者。
プロ及びプロ研修生の出場は認めない。

注) 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取消することができる。

注) 参加資格の詳細については、各郡市スポーツ協会および岐阜県スポーツ協会に確認すること。

7 使用クラブの規格

プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーはR&Aによって発行される最新の適合ドライバーヘッドリスト上に掲載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。このリストは定期的に更新され、RandA.org で閲覧できる。

例外：1999年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこの規定から免除される。

この規定に違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格。

適合ドライバーヘッドリストに掲載されていないドライバーを持ち運んでいるだけで、そのドライバーでストロークを行っていないのであれば、この規定に基づく罰はない。

8 使用球の規格

ストロークを行う時に使用する球はR&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されていなければならない。このリストは定期的に更新され、RandA.org で閲覧できる。

この規定に違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰：失格。

9 キャディー

規則 10.3a は次のように修正される：プレーヤーはラウンド中キャディーを使用してはならない。
注：9番ホールから10番ホールへ向かう間、又は18番ホールから1番ホールへ向かう間のカート道路において、その交差する箇所については、補助要員がカートを操作することを認める。

規定の違反の罰：

プレーヤーはキャディーに援助してもらったその各ホールに対して 一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間でおきたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

10 アドバイス 規則24.4（アドバイスギバー）は適用しない。

11 競技終了時点 本競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

12 荒天時の競技成立

荒天により本競技の参加者全員が正規のラウンドを終了できなかった場合、各チーム中最低2名がホールアウトしたのををもって競技成立とする。この場合個人の部の表彰は行わない。

13 表彰

団体の部 1位～5位の郡市を表彰し、副賞を授与する。

個人の部 1位～3位の者を表彰し、副賞を授与する。

個人の部にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により決定する。

マッチング・スコアカードの方法は、10番～18番の合計スコア、13番～18番の合計スコア、16番～18番の合計スコア、18番のスコア、4番～9番の合計スコア、7番～9番の合計スコア、9番のスコアの順で決定する。それでも決定しない場合は、「委員会によるくじ引き」によって決定する。

14 申込方法 【参加選手・参加チーム代表者等】

所定の参加申込書（デジタルデータ）により、各郡市体育・スポーツ協会（連盟）へ、提出すること。

(1) 期 日 令和8年7月14日（火）必着

(2) 申込先 各郡市体育・スポーツ協会（連盟）事務局

【各郡市体育・スポーツ協会（連盟）】

所定の参加申込書（デジタルデータ）により、（公財）岐阜県スポーツ協会大会事務局へ E-mail に添付し申込むこと。

(1) 期 日 令和8年7月22日（水）17:00 必着

(2) 申込先 E-mail : kenspo@gifu-sports.org
(岐阜県民スポーツ大会専用メールアドレス)

15 選手登録

参加郡市は申し込みの時点で選手の出場順位を決定し、選手登録を行うこと。

選手の変更は競技前日【令和8年9月17日（木）】の15時までに（一社）岐阜県ゴルフ連盟事務局に申し出ること。ただし交代のみ認め、出場順位（スタート時刻）の変更は認めない。

16 指定練習日 日程は未定。指定練習日は1人1日とし、日程は後日連絡する。

指定練習には、申込書に登録のある選手・予備選手のみ参加できる。

17 個人負担金 指定練習日、競技当日は会員並の待遇が受けられる。精算は当日に行なうこと。

18 注意事項

(1) バッグは口径9.5インチ、重量は13キロを超えないこと。サブバッグの使用は禁止する。

(2) グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。

(3) ギャラリーの競技中コース内立ち入りは認めない。

(4) 組合せ並びにスタート時刻表及び特別ルールは9月上旬頃に送る。

(5) 参加料は、選手（4名分）及び監督分のみを各郡市体育・スポーツ協会（連盟）を通じて公益財団法人岐阜県スポーツ協会に納入すること。

※補欠選手分は、参加料を納入しない。

19 付 記

(1) 本競技の個人の部第1位の者は、来年度開催される岐阜県アマチュアゴルフ選手権競技（本戦）の出場資格が与えられる。

(2) 本競技の個人の部第2位から第10位までの者は、来年度開催される岐阜県アマチュアゴルフ選手権競技（予選）の出場資格が与えられる。

20 連絡責任者 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 事務局 横山 泰雄
〒509-0146 各務原市鵜沼三ツ池町3-59 アーバンビル1階
〔TEL 058-370-2864 ・ FAX 058-384-4053〕

注) 参加資格に関連する内容については、各郡市スポーツ協会および岐阜県スポーツ協会に確認すること。

2026年度(第18回)

岐阜県民スポーツ大会 ゴルフ競技(郡市代表戦)

競技規定 補足事項

競技日程	2026年 9月18日(金)
会場	岐阜稲口ゴルフ倶楽部 〒501-3932 関市 稲口1189 (TEL) 0575-24-5811
指定練習日	9月 4日(金)～ 9月17日(木)の平日のうち、1日間とする。 ※1 競技当日と使用グリーンが異なる場合がある。 詳細は倶楽部に確認すること。 ※2 指定練習日は会員並の待遇が受けられる。 ※3 指定練習は申込書に登録のある選手、予備選手のみとする。 (1チーム8名を上限とする。) ※4 指定練習日のキャンセルについては、キャンセル料が発生すること がある。詳細は会場倶楽部に確認すること。 ※5 練習ラウンドは1つの球でプレーすること。
組合せ表・ 特別規則の公示	9月上旬頃に、(一社)岐阜県ゴルフ連盟 ホームページに掲載するため、 各自で確認すること。
個人情報・肖像権に 関する同意内容	本選手権競技参加申込みにより、当連盟が取得する個人情報及び肖像権 は、次の目的のみに利用することに予め同意承諾することを要する。 (1) 本選手権の参加資格審査。 (2) 本選手権の開催及び運営に関する業務。 選手権の開催に際し、選手権関係者(報道関係者を含む)に対す る参加者の氏名、生年月日、所属(所属倶楽部、所属団体、学生 の場合学校及び学年)、選手権の競技結果の公表。 (3) 本選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後 において必要に応じ、そのうち(2)の記載の適宜による公表。 (4) 本選手権競技(競技会場における競技に伴う前後の行事等を含 む)に関して、広報(GAGホームページ・SNS・関係機関会報誌・ 報道関係媒体等)のための公表。
服装規定	参加者は一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管競技 服装規定 (別紙)を確認の上遵守すること。 その他、会場倶楽部のドレスコード、利用約款に従うこと。服装規定に 違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。 注意の上なお改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技 参加者の参加資格を取消することができる。
行動規範	参加者は、別途規定する本競技の行動規範を遵守すること。

以 上

2026年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟
主催・主管競技 服装規定

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟
競技委員会

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟が主催、主管する競技において、本規定を採用する。参加者は、それぞれゴルフ場・学校等団体の所属として競技に参加しているという認識を持つこと。この規定は競技当日のみならず、その競技に参加するために行う指定練習時にも適用する。

この規定に違反があった場合、初回は注意し着替えてもらうことが望ましい。注意の上なお改まらない場合、競技委員会は競技中を含めいつでも競技参加者の参加資格を取り消すことができる。また注意があった場合、その内容を本委員会より所属倶楽部・学校等へ連絡することがある。参加者は、関係者がギャラリーとして観戦に来る場合、本規定を遵守の上で来場するよう注意しなければならない。

【来場時】

1. ハウス来場時には必ず上着(スーツ・ブレザーなど)を着用のこと。
但し酷暑期において、開催ゴルフ場が免除している場合を除く。
2. 次の1以上にあてはまる服装および履物での来場を禁止する。
 - ・Tシャツ(類似した襟のない服を含む) ・ジーンズ ・スウェット
 - ・サンダル(つっかけ含む)

【コース内・プレー中】

1. 安全上・健康上、プレー中は必ずキャップを着用すること。
着帽しない場合、競技会への出場を禁止する。但しハウス内では脱帽のこと。
2. 襟付きスポーツシャツ又はタートルネックシャツを着用すること。
(Tシャツ等に類似した襟の無いもの、小さいものは不可。)
3. 次の1以上にあてはまる服装については、会場倶楽部に確認のこと。
 - ・ 短パン着用時のハイソックス着用
 - ・ 袖なし服(ノースリーブ、タンクトップ)でのプレー
 - ・ アンダーウェア(機能性素材)の露出但しアンダーウェアだけを着用しての来場およびプレーは不可。
4. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用を禁止することがある。
5. 汗拭きタオルはカートに入れるか、バッグに掛けておくこと。
首に巻く、肩に掛ける、腰に下げる、またはそれに類似する行為を行わないこと。
その他、会場倶楽部のドレスコードに従うこと。※ ギャラリーも本規定に従ってください。

2026年度 一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟 主催・主管・共催競技 行 動 規 範

一般社団法人 岐阜県ゴルフ連盟
競技委員会

ゴルフ規則1.2bにより、一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟（以下：連盟と称する）が主催、主管、共催し、一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟競技委員会（以下：委員会と称する）が運営する競技における独自の基準として、本規範を採用する。

参加者は、それぞれ所属倶楽部等「団体の所属」として連盟競技に参加しているという認識を持つこと。この規範は競技当日のみならず、その競技に参加するために行う練習時にも適用する。

【重大な非行と判断するケース】

1. JGA発行オフィシャルガイド（1.2a/1）に明記されている「重大な非行とみなされる可能性が高いプレーヤーの行動」に1以上該当するような行動を取った場合。
2. 別途規定する服装規定を遵守せず、委員会からの是正指示にも従わなかった場合。
3. 受け入れられない行動を取ったと委員会が判断した場合
（受け入れられない行動の例）
 - ・ コースの保護をしなかったり、クラブやコースを乱暴に扱ったりする。
 - ・ 他のプレーヤー、レフェリー、ギャラリーへの失礼な態度や受け入れられない言動。
 - ・ 円滑な競技運営のための委員会の協力要請に対し合理的理由もなく無視または拒否する。
 - ・ ローカルルールの注意事項に反する行動。
 - ・ 無届での競技会欠場やスコアカードの改ざんなど、ゴルファーとしてあるまじき行為。
4. 委員会が必要と判断した時に競技者へ要請する「感染症等拡大対策」への対応が不十分であると委員会が認めた場合。
5. その他、上記と同等の行為であると委員会が認めた場合。

全ての場合において、委員会は当該競技の競技委員長を含む委員会が、プレーヤー本人および他のプレーヤーからの意見聴取を行った後、事実認定を行う。

【罰の段階】

上記1. に該当すると委員会が判断した場合、失格とする。

それ以外の場合は最初の違反は「警告」とする。2回目以降の違反は「1打罰」「一般の罰」「失格」を段階として、委員会がその重度を判断し罰を課す。

警告を含めて罰を課されたプレーヤーに対しては、所属倶楽部等を通じて、委員会より制裁を加えることがある。制裁の種類は「警告」「出場停止」とし、「出場停止」については〔委員会の定める一定期間〕〔委員会が認めるまでの間〕〔永久〕とする。

以 上